

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名:ナイジェリア連邦共和国ラゴス給水施設緊急改修計画にかかる情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称: ナイジェリア連邦共和国ラゴス給水施設緊急改修計画にかかる情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 25a00685

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2026年11月26日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称: ナイジェリア連邦共和国ラゴス給水施設緊急改修計画にかかる情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2026年1月下旬～2026年7月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認します。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月2日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月3日12時まで
3	質問への回答	2025年12月8日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年12月12日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年12月25日10時45分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1)質問提出期限

1)提出期限:上記2. (3)参照

2)提出先 :<https://forms.office.com/r/gvf1AH5Qns>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)回答方法

上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL:

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となつた競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書

(4)電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2)評価方法

1)技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2)評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

1. 価格評価点:最低見積価格 = 100 点

2. 価格評価点:(最低見積価格／それ以外の者の価格)×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額(N):価格評価点 = (上限額×0.8/N)×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を 80:20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を
それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点)×0.8 + (価格評価点)×0.2

(3)見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへ

の送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

西アフリカ有数の港湾都市でビジネスの中心地であるラゴスは、国内 GDP の約 30% を占め、人口約 2,400 万人と世界で最も急速に成長している都市の一つである。多くの金融機関や多国籍企業が本社や拠点を置き、アフリカ経済の成長をけん引している。ナイジェリアに進出している 50 超の日系企業のほぼ全てがラゴスに拠点を構えており、日本企業のビジネスの玄関口としての役割も果たしている。

ラゴス州の上下水道サービスは、州の政府機関であるラゴス水公社(Lagos Water Corporation、以下「LWC」という)が担っており、同社は全ての上下水道サービスに係る資産を開発、所有、運営・維持管理しながら、全住民に飲料可能で安全な水を届ける責任を負っている。

LWC は、5 つの主要浄水場と 47 のミニ・マイクロ浄水場で合計 210MGD³の設備容量を有するものの、2023 年には、わずか 10.03MGD しか生産できており、大半の地域への供給が停止する状況となっている。

このため、LWC は主要浄水場のうち、1910 年に建設された LWC 最古の浄水施設である Iju 浄水場の改修を最優先事業の一つに位置付け、戦略的事業計画(2019-2024 年)において、2023 年までに 87MGD までの設備容量拡大を計画していたが、資金が確保できず実行されなかった。

同浄水場の土木構造物は老朽化がみられるものの、稼働はしている。一方、機械設備や電気設備は、長年にわたる不適切な保守管理の結果、ほとんどが機能不全に陥っている。また、同浄水場に導水する Akute 取水施設でも、多くのポンプ設備が稼働しておらず、取水能力は設計容量の 3 割以下にとどまっている。また、導水や送水の基幹管路の状態は一般的に良好と言われているが、配水管の約 31% を占める約 700km が老朽化の進んだアスベストセメント(AC)管であるため、漏水が深刻な状況となっている。AC 管は政

³ Million Gallons per Day (MGD) の略。1 Gallon=約 4.546L/d

治経済の中心地である州都 Ikeja やラゴス大学や国立病院や多くの学校施設などが位置する Akoko などにも伸びており、給水サービス向上と公衆衛生上の観点から布設替えの緊急性が高い。

上記のような設備上の課題を背景に、近年は広い地域で水供給が停止されるか、1 日に数時間程度の供給にとどまる状況が続いている。サービス低下による顧客離れば、料金収入の低下を招き、LWC の持続可能な事業運営を不能にするだけでなく、拠点を構える企業や施設の経済活動にも深刻な影響を与えている。

LWC からの不安定な水供給のため、商業用と家庭用双方で地下水資源の過剰取水が行われており、地盤沈下につながるおそれがある。また、その多くが汚染されやすい帯水層からの取水であるため、浄水設備を持たない低中所得層の一般市民は劣悪な水質の水を利用せざるを得ない状況と懸念される。また、日本企業の工場を含む大規模消費者の多くは、独自の処理装置を使用して地下水に全面的に依存する状況となっている。

本調査は、上記のようなラゴス州の給水状況を改善すべく、Akute 取水場から Iju 浄水場、更には配水網の現状を調査し、Iju 浄水場系システム全体としての改修計画を策定するとともに、日本政府としてどのような支援が出来るかを検討するものである。

第2条 調査の目的と範囲

ラゴス州全体における現状の給水状況、将来の水需要などを把握し、ラゴス州全体の給水の望ましい姿を明らかにする。そのうえで、これに貢献し得る Iju 浄水場系システムの改修計画の策定及び日本として支援すべき案件の検討を行うことを目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

1. 調査の背景と目的の整理

本調査に先立ち、ラゴス水公社(LWC)は日本側に対して支援の要請案を提出している。その主な内容は、Iju 浄水場における機械・電気設備の更新であり、その能力低下が深刻なことから緊急性が高いとしている。

しかしながら、単なる機電設備の更新によって住民への給水サービスがどの程度向上するかについては、効果の不確実性が懸念される。特に、現状の配水ネットワークに関する情報が乏しく、仮に浄水場の生産能力が回復したとしても、その水を住民に効果的に供給できるかは不透明である。

協力案を検討するにあたっては、Iju 浄水場系統の給水対象エリアの概略を把握した上で、浄水場の更新と送・配水ネットワークの改善を一体的に進める必要がある。一方、ラ

ゴス州内には Iju 浄水場の他に Adiyan 浄水場など主要浄水場が 4 箇所存在しており、それらの配水系統との関係性も明らかではない。このため、ラゴス州の水道システムの全体像を概観し、Iju 浄水場系統の改善によって期待されるサービス向上の範囲と程度を把握することが求められる。その際、10 年後、20 年後の LWC 水道システム全体の「望ましい姿」を描き、その実現に向けた段階的な整備構想を示す。「望ましい姿」は、マスター・プランレベルの精度を求めるものではなく、水源、施設整備、運転・維持管理、顧客サービス、財務面などを含む包括的な改善の方向性・道筋を示すものとする。

さらに、その構想に基づき段階的に整備を実現していくために、対象エリアおよび整備対象施設の優先順位を明確にした上で、無償資金協力事業として実施することがふさわしい案件内容について提案する。同時に、有償資金協力あるいは他の開発資金の導入により実施すべき内容や技術協力プロジェクト等の支援との補完性・関連性を含めて整理する。その際、無償資金協力事業においては、事業実施後に単独でも定量的な事業効果が発現できるような内容となるよう検討する。

2. JICA グローバル・アジェンダ (JGA)「持続可能な水資源の確保と水供給」、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を踏まえた調査

JICA は課題別事業戦略である JICA グローバル・アジェンダ (JGA) を策定している。その一つに JGA「持続可能な水資源の確保と水供給」があり、その中でクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を掲げている
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>)。

本調査は、JGA・クラスター事業戦略に基づき、LWC を成長軌道に乗せるための今後の指針を示すための調査であることを念頭に置いて調査を実施する。

3. ラマダン中の調査

2026 年 2 月中旬から 1 か月程度がラマダンにあたり、この間、コンサルタントのナイジェリア入国は禁止される。コンサルタントは、これに係る情報を事前に入手し、計画的に調査を行うことが求められる。なお、この間も現地再委託による調査を実施することは妨げない。

第4条 調査の内容

1. 調査対象地区

ラゴス州 LWC (Lagos Water Corporation) 納水区域

2. 調査内容

(1) ラゴス州における給水セクターの体制の把握

水関連の政策、法的枠組み、給水セクターの組織構造および運営体制等について整理・分析を行う。

(2) LWC の現状の給水状況と水道事業経営状況の把握

LWC の給水区域の給水状況および住民の水利用状況を総合的に把握する。主な調査項目は以下の通り：

- 給水区域内の人口分布および水需要の傾向
- 主要水道施設の位置関係、配水系統および配水ゾーンの構成
- 業務指標(無収水率、施設稼働率等)による運転・維持管理状況の評価
- 給水サービスレベル(給水時間、水圧、水質、LWC 以外からの水利用状況等)
- 情報公開などの透明性、苦情対応などの説明責任

これら的情報を地図等での可視化も含め、給水状況の全体像を明らかにする。また、Iju 浄水場系統が LWC 全体の水道システムにおいて果たす役割を明確化する。

さらに、過去 5 年間程度の財務諸表等を基に、LWC の財務・経営状況を把握する。加えて、LWC の戦略的事業計画(LWC Strategic Business Plan for Immediate Implementation, Nov. 2024)に記載された事業の内容および実施状況を確認するとともに、その他の計画中または実施中の事業があれば、それらについても内容と進捗状況を把握する。

(3) Iju 浄水場系統の給水施設の現状把握

Iju 浄水場系統における水源、土木施設、電気・機械設備、送配水管、給水設備等の現状を把握する⁴。

また、電力事情等、給水に影響を及ぼす外部要因についても調査を行う。

(4) LWC の将来計画および水需要の整理

⁴ 既存施設（特に管類）は老朽化や長期未使用が想定される。施設の利用可能性を含めた現状把握の方法について、プロポーザルにて提案すること。

既存統計データや社会調査を活用し、10年後および20年後の水需要量とその分布を予測する。予測結果と既存の水源計画・施設整備計画との整合性をレビューする。

なお、需要予測にあたっては、LWCの給水信頼性の低さにより現在は給水を受けていない世帯・企業が、将来的に再びLWCの給水を利用する可能性も考慮する⁵。

(5) 望ましい姿の検討

10年後および20年後のラゴス州における望ましい給水の姿について、水源、施設整備、運転・維持管理、顧客サービス、財務面等を含めて包括的に検討・整理する。

なお、本検討はマスタープランレベルの精緻な計画の策定を目的とするものではなく、LWC全体としての改善の方向性・道筋を示すことを目的とする。

(6) Iju浄水場系統の改修計画の策定

(5)の検討結果を踏まえ、また(3)の施設の現状把握結果を基に、Iju浄水場系統の改修計画を策定する。計画には取水・浄水施設のみならず、送配水管網も含める。

(7) 案件化の検討

(6)で策定した改修計画の中から、日本による支援がふさわしいと考えられるコンポーネントについて、無償資金協力、有償資金協力、技術協力等の枠組みでそれぞれの支援内容の検討を行う。

この際、日本が支援する意義や本邦企業への裨益、他の開発パートナーや民間企業との連携、相乗効果についても併せて検討する。

(8) 資金協力対象コンポーネントの事業費概算および裨益効果の整理

(7)で検討した資金協力対象コンポーネントについて、概算事業費を算出する。算出にあたっては、当該国および近隣諸国における類似工事の実績値や費用関数を活用し、一定の精度を確保する。

特に、無償資金協力事業において機械・電気設備(例:ポンプ設備等)が主要コンポーネントとなる場合は、本邦製品の導入可能性も考慮し、事業費に反映させる。

また、各事業の実施後に期待される裨益効果については、定量的・定性的指標を提案し、評価案を作成する。

⁵水需要予測手法については、プロポーザルにて提案すること。

3. 調査実施方法

下記は発注者が想定する実施方法案であり、最適な実施方法はプロポーサルにて提案されるものとする。

(1)業務計画書に基づく説明・協議

業務計画書を基に発注者に対し調査方針、調査実施計画等について説明を行い、協議する。

(2)準備業務(2026年1月下旬を想定⁶⁾)

ラゴス州の水道セクターや調査対象地区の給水の現状について文献及びインターネットから調査したうえで、現地調査実施方針を作成し、発注者と協議を行う。

(3)第1次現地調査(2026年2月上旬から2月中旬を想定)

LWC 及びその他関係機関を訪問し、必要な情報・データを入手するとともに、現地再委託の契約を行う。

(4)第2次現地調査(2026年3月中旬から4月下旬)

現地調査を継続する。

(5)整理業務(2026年5月上旬から7月下旬)

第1次及び第2次現地調査結果を現地調査報告書として整理したうえで、発注者と協議を行い、収集情報の分析および支援内容の提案の方向性について合意する。国内作業による情報分析および支援内容の提案を取りまとめたものを最終報告書(案)として整理する。

(6)LWCへの調査結果報告とオンライン協議の調整及び実施

(1)～(5)を踏まえて、発注者と協議し適切な時期に LWC に対し、調査結果と無償資金協力を想定した事業案を説明するためのオンライン協議を調整、実施し、LWC のコメントや意向について確認する。

第5条 報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(1)(3)を本契約における最終成果品とし、その提出期限は契約履行期間の末日とする。

⁶ ラマダン期間中は現地調査が中断するので1度目と2度目の渡航が発生する。

最終報告書については製本し、その他の報告書等は電子ファイルで提出する。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意する(簡易製本は不要)。

(1)作成・提出する報告書

1)現地調査報告書(和文1部)

・電子ファイル

・提出期限:2026年5月末日

2)最終報告書(案)(和文1部、英文1部)

・電子ファイル

・提出期限:2026年6月末日

3)最終報告書

・電子ファイル

・製本(和文1部、英文2部)

・CD-R(和文1部、英文2部)

・提出期限:契約履行期間末日

(2)報告書作成にあたっての留意点

1)各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。必要に応じ図や表を活用する。

報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。

2)各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。

3)報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

4)本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理し、リストにある参考文献データはCD-Rにて提出する。

5)最終報告書の構成については、調査を通じて入手できた情報・データをもとに、発注者と相談の上、決定する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	既存施設(特に管類)は老朽化や長期未使用が想定されるところ、施設の利用可能性を含めた現状把握の方法について	第4条 調査の内容、2. 調査内容、(3) Iju浄水場系統の給水施設の現状把握
2	将来の水需要の予測方法について	第4条 調査の内容、2. 調査内容、(4) LWCの将来計画及び水需要の整理

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力

1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務:上水道計画にかかる各種調査業務

2)業務実施上のバックアップ体制等

(2)業務の実施方針等

1)業務実施の基本方針

2)業務実施の方法

1)及び2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

3)作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4)業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5)現地業務に必要な資機材

6)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7)その他

(3)業務従事予定者の経験、能力

1)評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2)業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(3号)】

- ① 対象国及び類似地域:ナイジェリア国及びアフリカ地域
- ② 語学能力:英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約13.20人月

業務従事者構成の検討に当たっては、水道施設計画(送配水管網・土木構造物・水源)、電気設備計画、機械設備計画、財務・経営・事業体、水需要予測の専門性を持つ従事者を含めること。

2)渡航回数の目途 延べ10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

➤ なし

(4)配付資料／公開資料等

1)配付資料

- Akute and Iju Headworks JICA BOQ
- AKUTE-IJU INTAKE AND IJU HEADWORKS EQUIPMENT STATUS FOR JICA 2024_102644
- Lagos Water Corporation Annual Report 2019
- Lagos Water Corporation water Tarrif table
- LWC_SBP_25_09_2018_Revised[29088]
- Suez Lagos WC - Detailed Process Description Report[150671]
- 水・衛生分野におけるアブジヤ・ラゴス 情報収集・確認調査

2)公開資料

- なし

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICA 安全対策措置に基づき、調査対象地であるラゴス州及びオグン州における移動時には2台以上の車両でコンボイを組み、2名(州境移動を伴う場合は3名)の武装警官の帯同が必要です。同事務所とは常時連絡が取

れる体制とし、特に地方にて活動を行いますので、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/_2023/20240308.html

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1)報酬について

報酬単価(上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulting/index_since_201404.html

(2)上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

69,832,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1)直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2)上限額を超える別提案に関する経費
- 3)定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4)定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(2,979,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	警護車・警官	第4条 調査の内容、	2,979,000円	現地滞在時に おける警護車・	一般業務費

		2 調査内容、(3) Iju 浄水場系統 の給水施設 の現状把握		警官手配料。	
--	--	---	--	--------	--

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。
(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(10)その他留意事項

ナイジェリア内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 17,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の遅減は適用しません。

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2)作業計画等	(5)	
ア)要員計画	-	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者／○○	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力:副業務主任者／○○	(-)	(8)
ア)類似業務の経験	-	4
イ)業務主任者等としての経験	-	2
ウ)語学力	-	1
エ)その他学位、資格等	-	1
3)業務管理体制	(-)	(4)